

令和7年度認定調査員新規研修Q & A

以下は、横浜市の取り扱いです。市町村によっては取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

1 受講資格・要件関係

【介護支援専門員の資格関係】

Q 1 介護支援専門員実務研修が修了する前に、認定調査員新規研修を受講できるか。

A 1 受講することはできません。介護支援専門員実務研修修了後に開催される認定調査員新規研修にお申し込みください。

【介護支援専門員の資格関係】

Q 2 介護支援専門員実務研修を修了しているが、介護支援専門員証の登録申請中である。まだ専門員証が発行されていないが、認定調査員新規研修を受講できるか。

A 2 受講できます。申込フォームの「介護支援専門員登録番号」欄は、8桁の「00000000」番号を記載し、「介護支援専門員証有効期間満了日」欄は、本電子申請の入力年月日（認定調査員新規研修申込年月日）を記載し、「通信欄」に「介護支援専門員証申請中」であることを記載のうえ、お申し込みください。ただし、「介護支援専門員登録番号」がない場合は、認定調査に従事することはできません。介護支援専門員証が発行されましたら、研修主催者に「介護支援専門員登録番号」を速やかにお知らせのうえ、写しを送付ください。

なお、介護支援専門員証が発行されていない場合は、認定調査に従事できない場合がございます。

【介護支援専門員の資格関係】

Q 3 介護支援専門員の更新研修を受講する予定であったが、新型コロナウイルス感染症による影響で研修が中止となり、受講できずに介護支援専門員証の資格有効期間が切れてしまった。認定調査員新規研修を受講することができないのか。

A 3 介護支援専門員証の発行元の都道府県により、介護支援専門員証の資格有効期間の取扱いが異なり、受講の可否も異なるため、研修主催者にお問い合わせください。

【認定調査の受託関係】

Q 4 現在は横浜市からの調査を受託していないが、今後受託する予定である。認定調査員新規研修の受講は可能か。

A 4 横浜市内の事業所に所属している場合は受講可能ですが、認定調査を受託するのがしばらく先になるようであれば、できる限り認定調査を受託する直前の研修にお申し込みください。

【受講対象事業所関係】

Q5 特定施設（有料老人ホーム等）、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員だが認定調査員新規研修を受講できるか。

A5 受講することはできません。介護保険法において、要介護認定調査を実施できる方は指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員となっております。（兼務の場合は可）

（参考）介護支援専門員の受講可能・不可早見表

種別	受講可能	受講不可
居宅介護支援	・ 指定居宅介護支援事業者	
入所系サービス	・ 地域密着型介護老人福祉施設 ・ 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）	・ 特定施設（有料老人ホーム等） ・ 認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム） ・ 病院（介護医療院の指定を受けているものを除く）等
訪問系サービス		・ 訪問介護 ・ 訪問看護 ・ 訪問リハビリテーション 等
通所系サービス		・ 通所介護（デイサービス） ・ 通所リハビリテーション 等
小規模多機能型サービス		・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
その他	・ 地域包括支援センター ・ 指定市町村事務受託法人	

【市外事業所関係】

Q6 現在は横浜市以外の事業所に所属しているが、今後横浜市内の事業所に所属する予定である。認定調査員新規研修を受講したいが可能か。

A6 原則、受講することはできません。詳しくは、研修主催者にお問い合わせください。

2 再受講関係

【再受講関係】

Q1 過去に認定調査員新規研修を受講したが、長年認定調査を行っていないため、再度受講することは可能か。

A1 可能ですが、認定調査員現任研修を毎年実施しておりますので、現任研修の受講を優先してください。

【過去の受講関係】

Q2 過去に認定調査員新規研修は受講しているが、平成21年度以降の追加項目等に関する現任研修を受講していない場合、どうしたらよいか。

A2 本市では、平成21年度以降の新基準に基づく、追加項目等に関する現任研修（平成21年度実施）、もしくは、認定調査員新規研修を受講していただく必要があります。

3 電子申請関係

【電子申請関係】

Q1 事前に電子申請・届出システムに「利用者登録」をしなければ、認定調査員新規研修の受講申込はできないのか。

A1 認定調査員新規研修については、電子申請・届出システムの「利用者登録」を事前に行わなくとも受講申込が可能です。ただし、研修受講申込自体は電子申請で行っていただく必要があります。

【電子申請関係】

Q2 電子申請入力中に「保存してあとで申請する」を押したが、申請内容が保存されていない。

A2 電子申請の入力途中に「保存してあとで申請する」を選択されても、入力内容は保存されません。申請内容入力後に「次へ進む」を選択し、「申請内容の確認」画面から、「申請する」を選択し、電子申請を完了させてください。

【電子申請関係】

Q3 電子申請・届出システムから認定調査員新規研修受講申込を行ったが、受付通知のメールが届かない。

A3 受付通知のメールは送付しておりません。「申請の完了」画面で「申込番号」が表示された方は、電子申請の受付が完了しています。なお、電子申請内容に不明な点がある場合は、研修開催日までに研修主催者よりお問い合わせをさせていただくことができます。

【電子申請関係】

Q4 申込みを行ったが、都合が悪くなったため、キャンセルしたい。

A4 キャンセルの手続きを取らせていただきます。研修主催者にお問い合わせください。

4 本人確認証関係

【本人確認証関係】

Q1 介護支援専門員実務研修を修了しているが、介護支援専門員証の登録申請中である。または、介護支援専門員再研修を終了したが、新しい介護支援専門員証がまだ届いていない。研修当日に、介護支援専門員証を持参できない場合は、どうしたら良いか。

A1 研修当日に、介護支援専門員実務研修（または再研修）終了証明書をご持参ください。介護支援専門員証が届き次第、写しを研修主催者あてに送付してください。

なお、介護支援専門員証が発行されていない場合は、認定調査に従事できない場合がございます。

【本人確認証関係】

Q 2 勤務先での職員証または社員証が発行されていない場合は、どうしたら良いか。

A 2 研修当日に配布する「研修受講票」に、事業所名、事業所番号、介護支援専門員登録番号、介護支援専門員証有効期間満了日を記載していただきます。必要事項が確認できるものをご持参ください。

5 研修受講終了後関係

【認定調査実施関係】

Q 1 認定調査員新規研修受講後、いつから認定調査に従事することができるのか。

A 1 研修主催者の確認が完了してからとなり、目安としては、研修開催日の4日後（土日祝日は除く）を予定しております。お急ぎなどの状況がございましたら、お問い合わせください。

なお、研修当日に、不足書類がある場合は、必要書類が確認できるまでの間、認定調査に従事できない場合があります。

【受講証明関係】

Q 2 認定調査員新規研修受講終了後に、受付完了の連絡や証明書の発行等はあるのか。

A 2 受付完了の連絡及び証明書の発行はございません。「研修受講票(控)」を保管してください。なお、提出書類等について、確認が必要な場合は、研修開催日の3日後（土日祝日除く）までに連絡をさせていただきます。その間にご連絡がない場合は、研修受講が完了したもののご判断ください。

6 研修実施予定関係

【区主催研修関係】

Q 1 区役所主催の認定調査員新規研修の具体的な開催日はいつ決定するのか。

A 1 各区役所主催の研修の開催日はおよそ1か月前には決定しておりますので、その時期になりましたら研修主催者にお問い合わせください。